

大府医発第517号  
令和6年11月12日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人 大阪府医師会  
会長代行 加納 康至  
(公印省略)

厚生労働省 12月2日以降の医療機関・薬局の窓口における  
資格確認方法等についてのセミナー開催について（周知依頼）

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年12月2日より現行の健康保険証が新たに発行されなくなることを受けて、下記のとおりセミナーを開催する旨の周知依頼が、厚生労働省より日本医師会を通じて本会宛にまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【セミナーについて】

日時：令和6年11月15日（金）18：00～18：30（予定）

開催方法：Youtube ライブ配信（後日アーカイブ配信）

<参加用 URL>

<https://youtube.com/live/lue85nUfobc?feature=share>



同アドレスで一定期間（11月22日（金）18：00まで）アーカイブ視聴可能。

上記以降については、厚生労働省 HP マイナ保険証利用促進に役立つ動画コンテンツ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_43776.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43776.html)）にアーカイブ動画が掲載予定です。

<開催目的>

- ① 12月2日以降の医療機関・薬局の窓口で患者が資格確認を受ける方法について説明し、各医療機関・薬局において円滑に資格確認を行っていただく。
- ② 医療機関・薬局において、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことが出来ない場合も含めた資格確認やレセプト請求の対応について具体的に解説することにより、有効な保険資格を有する方がマイナ保険証を提示した際に適切な自己負担分（3割分等）の支払いで保険診療を受けられるように取り組んでいただく。

大阪府医師会総務課TEL06-6763-7000